

第7章 戦略的環境影響評価報告書についての 意見書に対する計画策定者の見解

第 7 章 戦略的環境影響評価報告書についての意見書に対する計画策定者の見解

「県央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」についての意見書は 10 通提出された。

意見及び意見に対する計画策定者の見解を表 7-1 に示す。

表 7-1 戦略的環境影響評価報告書についての環境の保全と創造の見地からの意見を有する者からの意見の概要と計画策定者の見解

1. 対象計画策定の経緯等について

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ●残り少ない緑地を産業のために犠牲にするべきではない。ビオトープを含む「県民の森」、老人施設や文化施設など、自然と人間が共生できる地を創造してほしい。短期間で結論を出さず、市民、県民の声を広く聞いてほしい。 ●私たちが将来の子供たちに残したいものは税収入や雇用ではない。農業大学校跡地を自然公園にすることで、県民に持続可能で豊かな自然空間を提供することができる。全てを自然公園にする案を検討してほしい。 	<p>地元鶴ヶ島市では、農業大学校を含む圏央鶴ヶ島IC周辺地域において、緑豊かな自然を活かした新たなまちづくりを進めています。</p> <p>農業大学校跡地の活用は、鶴ヶ島市から周辺・地域との一体的な整備について要望があったことを一つの契機として検討を開始しました。</p> <p>活用にあたっては、戦略的環境影響評価の結果や地元の意向を踏まえながら、自然環境に配慮していきます。</p>

2. 対象計画について

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ●「緑地等の保全に最大限配慮した開発」「豊かな自然環境に配慮した産業系の土地活用を図る」を踏まえると、対象区域内の環境の大部分が保全されると評価しているC案をベースに取り組むべきだが、それでも生物環境への課題が生じるのでC案+αを検討されるよう強く要請する。 ●動物種の保全を考慮した場合、C案でも草地環境の大部分が消失することから、さらに生息環境を拡大する必要がある。 ●環境施設の割合を50%にしても事業採算性は確保でき、固定資産税等の税収便益もC案との差は大きくない。将来世代に環境を残すC案+αを検討することを強く要望する。 ●緑地等の保全に最大限配慮してもらいたい。さらに、これからの財政において負担になるような施設も慎重に検討してほしい。子供たちに自然を利用した活動、自然観察と保護活動の実践など、いろいろな経験を積み重ねられる場として残してほしい。短期の視点に左右されないで100年を見据えた計画が必要である。 	<p>土地利用計画については、戦略的環境影響評価計画書で示した計画原案3案の中から1案を選ぶのではなく保全・活用すべき自然環境、導入を図る業種や事業採算性、地域の意向等を踏まえ総合的に検討し策定していきます。</p> <p>なお、産業用地と環境施設の面積や配置については、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、社会経済面と環境面のバランスに配慮していきます。</p> <p>跡地の活用にあたっては、戦略的環境影響評価の結果や地元の意向を踏まえながら、自然環境に配慮していきます。</p>

意見等	計画策定者の見解
<p>●産業機能の用地面積をできるだけ確保するA案に賛成である。地域の多くの若者を雇用し、多くの税金が見込める優良企業の誘致を願う。地元住民の意見をよく聞きながら、アクセス道路などの周辺整備も合わせて行い、土地を有効に活用してほしい。</p> <p>●豊かな自然環境に配慮した産業系の土地活用を図ることに賛成である。地元の人を多く雇用できる優良企業の誘致を願う。ただし、周辺環境の悪化は心配である。地元住民の意見をよく聞きながら、道路や排水などの整備も進めてほしい。</p>	<p>農業大学校用地については、周辺環境との調和に十分配慮しつつ、立地の優位性や埼玉県の特徴を最大限に生かした跡地活用を図っていきます。</p> <p>今後、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、社会経済面と環境面のバランスに配慮した案を計画していきます。</p> <p>なお、立地の優位性を最大限活かすためには、アクセス道路を始めとした周辺インフラの整備も極めて重要です。このため、計画策定にあたっては、周辺インフラの整備についても合わせて検討していきます。</p>
<p>●湧水の流れを遮断する恐れがあるため、計画区域の中心部を南北に縦断する場内道路の建設は避けてほしい。</p>	<p>道路の配置計画については、現況の自然環境に配慮するとともに、圏央鶴ヶ島ICへのアプローチや計画地周辺への影響なども考慮し総合的に検討していきます。</p>
<p>●運動施設の整備内容の検討には、運動施設の必要度の調査が必要である。また、施設の環境への影響についても事業実施段階での環境影響評価で調査することを求める。</p> <p>●運動施設は、維持費がかからないよう、現状の運動施設を活用するよう考慮してほしい。</p>	<p>運動施設については、整備内容も含め、今後関係する自治体と調整していきます。</p> <p>なお、事業実施段階での環境影響評価は、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会で内容を詳細に審議していくことになりますので、その中で専門家から指導を受けていきたいと考えています。</p>

3. 環境面の調査、予測、評価結果について

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ●「水質」ではどの案にしても流入先への影響が大きいと報告されており、水質改善に取り組むとされているが、その内容は進出企業の自主性待ちなので、浄化設備の設置など具体的な方策・基準を示してもらいたい。 ●供用後の水質悪化の危険性があるのであれば、環境配慮の方向性は「啓発する」や「検討する」ではなく、「規制する」か「指導する」としてほしい。予測にある水質と水量では抽水植物による浄化はほとんど期待できないと考えられる。水質を悪化させないため、県でBOD2.0mg/L以下という排水基準を設けるか、敷地内で完全循環し排水が出ないよう指導してほしい。水温、塩分濃度についても魚類等の生態系に影響を及ぼさないよう、現状に即した排水基準を設定してほしい。 ●水質を守るのであれば、明確な基準を示し、それを守る排水計画の必要性を明記してほしい。基本計画の環境影響評価で下流域も含め評価してほしい。 ●工場排水の処理濃度の低減については、「啓発」という企業まかせではなく、現況あるいはそれ以下の数値を徹底する具体的な指導を求める。また、有効な排水方法を期待する。 	<p>跡地を産業用地として活用していく上において、事業排水を適切に処理することは、環境保全の面からも重要なことと考えています。</p> <p>このため、今後土地利用計画や立地業種の検討を進める中で、効果的かつ効率的な排水処理の方法について地元自治体と調整していきます。</p> <p>なお、事業排水については、埼玉県生活環境保全条例に基づき規制を行っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●対象とする土地の土は火山灰からなり、粒子は多孔質で軽く、工事中の降雨による下流の濁り、沈殿堆積の可能性がある。土木工事をどのように進めるか環境影響評価で説明し、意見を十分に聞く必要がある。 	<p>造成工事における環境への影響については、事業実施段階の環境影響評価において予測・評価の実施を検討します。</p> <p>事業実施段階の環境影響評価においては、改めて地元の皆様の意見を伺います。</p> <p>また、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会においても内容を詳細に審議していくこととなりますので、その中で専門家からの指導を受けていきたいと考えています。</p>

意見等	計画策定者の見解
<p>●「動物」について、現在生息している種が見られなくなることを避ける方法が出されていない。また、なぜ生息していないゲンジボタルを評価項目にしているのか。身近な昆虫を含め、具体的な昆虫評価を綿密に実施してほしい。この報告書では昆虫に対する評価内容の取扱いが不十分である。</p> <p>●保全すべき動物種として、農業大学校とその周辺で以下の種の生息を把握している。</p> <p>昆虫:ゴマダラシジミ、ウラナミアカシジミ、オオミドシジミ、クモガタヒョウモン、ウバクマムシ、サラサヤンマ</p> <p>魚類:メダカ</p> <p>また、ヘイケボタルが生息していたとの情報を得ている。可能であれば追加してほしい。</p> <p>●植物群落について、3案で差がないとしているが、樹林地の規模、周辺環境の変化による植生の変化といった違いがあり、とりわけ林床植生はA案とC案とでは大きく違ってくるものと考えられる。</p> <p>●報告書に記載されていないが地域の生態系を構成している昆虫類や環境団体が確認している魚類についても調査の対象とするべきである。</p>	<p>戦略的環境影響評価での環境調査は、主に文献調査やヒアリングにより実施しています。</p> <p>事業実施段階における環境影響調査においては、既存資料収集の他に現地調査を実施し、より具体的な予測・評価を実施していきます。</p> <p>なお、事業実施段階での環境影響評価では、学識経験者から構成される埼玉県環境影響評価技術審議会において内容を詳細に審議していくこととなりますので、その中で専門家からの指導を受けていきたいと考えています。</p>
<p>●樹木植栽においては、樹種だけではなく遺伝子保存の観点から、地元の樹木を選択し、地域の種子や幼木を確保して実施してほしい。</p> <p>●法面工事においては外来種を使用せずあくまで在来種を使用すべきである。</p> <p>●調整池にビオトープを創出する場合、動物種については遺伝子レベルまでその多様性を考慮すべきである。遺伝子を異にする他地域の生物を移転するようなことは避けるべきである。</p>	<p>緑地の配置は可能な限り既存の樹林地を保全し、植栽する場合は周辺の樹林の状況を踏まえて樹種の選定を行い、周辺樹林地との連続性の確保に努めます。</p>

4. その他意見・要望

意見等	計画策定者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ●現在の経済状態では多額の設備投資をして広大な土地を造成しても全部が企業で埋まるか分からない。造成工事は企業との仮契約後に始める、造成は一部の面積にとどめて見込みがあれば追加で造成するなど、柔軟な考え方をする必要はある。現在の自然環境をなるべく維持・継続するような開発計画を考えてもらいたい。 ●想定している土地価格で企業の進出があるか疑問である。造成地が荒廃した空き地にならないよう、造成工事は状況を見計らいながら進める必要がある。 	<p>跡地の活用にあたっては、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、社会経済面と環境面のバランスに配慮した案を計画していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●今回の開発により周辺樹林地の消失の危機が高まると想定される。企業誘致に伴い消失する可能性が高い隣接する樹林地と湧水地の公有化を鶴ヶ島市と協議して進めてほしい。 ●農業大学校内の樹林地は中心部と周辺に分散しているので、樹林環境はできるだけ残すだけでなく、ミティゲーションにより樹林地をまとめることも考慮してほしい。また管理方法については、鶴ヶ島の里山の活動団体と連携を取りながら進めてほしい。 	<p>緑地の配置については、鶴ヶ島市運動公園をはじめ周辺の施設や樹林地との連続性に留意します。また、緑地の管理については、地域住民の利用に供する観点も踏まえ、緑地のあり方とそれに応じた管理方針を検討します。</p> <p>なお、現状では、周辺緑地などを公有化していくことは困難ですが、緑地の保全活動などを通じ、緑地保全の必要性について地元の方々の気運を醸成していくことが肝要であると考えています。</p>